

さいたま市消防局公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 5 月 1 日

さいたま市長

清水 芳人

さいたま市規則第 8 3 号

さいたま市消防局公印規則の一部を改正する規則

さいたま市消防局公印規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 2 3 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(事務の代行) 第 9 条 保管者又は取扱者（以下「保管者等」という。）が、出張、休暇その他の理由により不在のときは、保管者があらかじめ指定した職員が、その事務を代行する。	(事務の代行) 第 9 条 保管者又は取扱者（以下「保管者等」という。）が、出張、休暇その他の事故により不在のときは、保管者があらかじめ指定した職員が、その事務を代行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。